

診療所における届出による病床設置について

1 趣旨

能代市にある医療法人京回生会から、同法人が開設している京内科クリニックに新たに病床を設置したい旨の事前協議書の提出があったことから、医療法（以下「法」という。）に基づき医療審議会に諮問するものである。

2 病床設置における法令上の取扱いについて

（１）診療所における病床設置の許可について

医療法（以下「法」という。）では、診療所に病床を設けようとするときは、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

ただし、病床過剰地域では、公的医療機関等は診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可制限が設けられており、それ以外の医療機関は知事勧告（診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に係る行為の中止又はそれぞれの行為に係る申請病床数の削減を勧告すること）の対象となり、原則として有床診療所の開設及び増床の許可はできない。

（参考法令等）

○法第 7 条第 3 項（抄）

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別等を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○法第 7 条の 2 第 2 項（抄）

都道府県知事は、公的医療機関等が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域における療養病床及び一般病床の数が医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によってこれを超えることになることを認められるときは、許可を与えないことができる。

○法第 30 条の 11（抄）

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、診療所を開設しようとする者又は診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、診療所の病床の設置若しくは診療所病床数の増加に関して勧告することができる。

○基準病床数と既存病床数（療養病床及び一般病床）秋田県医療保健福祉計画より

圏 域	基準病床数	既存病床数
県 北	2, 133	2, 430

(2) 診療所における病床設置の届出について

法第7条第3項では(1)の許可の例外(P1の法第7条第3項の下線部)として、次の①及び②における診療所の病床設置の届出が認められている。

①知事が、医療審議会の意見を聴いて、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所等として認めるものに療養病床又は一般病床(以下「療養病床等」という。)を設けようとするとき。

②知事が、医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床等を設けようとするとき。

さらに、①は次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であるとされている。

ア 在宅療養支援診療所の機能

イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)

ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)

オ 当該診療所内において看取りを行う機能

カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

3 病床設置計画について

医療法人京回生会からは、急性期を担う医療機関から急性期を終えた患者を受け入れ、適切な介護施設への受渡機能を担うものとして、上記キの「病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能」に資する一般病床4床の設置計画書の提出があった。

申請書類等を事前に確認した結果、概ね適合しているものと認められるが、診療所が担う機能については、毎年提出されることになる事業報告書の実績からしっかりと果たしているか確認していく必要がある。また、適合基準を満たしていないと判断したときは、適合基準を満たすよう指導を行い、改善が認められないときは病床数の削減等を求める等の取扱いとなる。

なお、届出による病床設置は必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があるため、同計画書の内容について、令和7年7月18日に開催された地域医療構想調整会議(能代・山本区域)で協議した結果、特に異議なく認められたことを申し添える。